

平成 27年 5月 25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成27年度税制改正について

— 平成27年1月14日閣議決定より — 〈所得税編〉

(1) 住宅ローン控除等特別控除制度の適用期限の延長→平成31年6月30日まで延長

消費税率10%への引上げ時期が1年半の延期に伴い適用期限が延長され、同時に消費税の負担も考え控除金額等の見直しにより、ローン年末残高限度額4,000万円(2,000万円)控除率1%、年間控除限度額40万円(20万円)、控除期間10年となりました。* ()は改正前

(2) 出国時課税制度の創設(適用時期予定:平成27年7月1日以後に国外に転出する場合)

居住している国に課税権が有ることから、一定の対象者(*)が有価証券等を有していた場合、国外転出時に未実現のキャピタルゲインに対して譲渡所得等で課税するものです。

(*)対象者: 出国時の有価証券等の評価額が1億円以上、かつ、出国直近10年以内において5年を超えて居住者であった者。

(3) 非居住者に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

扶養控除の対象者となる扶養親族は居住者であるかは問いませんので、「生活費相当額の送金がされており、かつ、その親族が所得要件を満たしていれば、国外に居住している親族であっても扶養控除の対象になります」。

① 非居住者である親族における扶養控除等の適用をうける者は親族関係書類または送金関係書類を添付または提出する事になります。

② 確定申告、源泉徴収あるいは年末調整関係で必要となる書類です。

③ 平成28年1月1日以後行われる手続きから適用。

(4) 自治体に対して寄附する「ふるさと納税制度」の拡充

① 住民税の特例控除額の限度額を10%→20%に拡充。

② 確定申告を行わない給与所得者については申請により寄附先が申告手続きをしてくれる。

③ 平成27年4月1日以後の寄附から適用(平成28年度分以後の個人住民税について適用)

(5) NISAの限度額の引き上げとジュニアNISAの創設

非課税口座内の少額上場株式等の配当及び譲渡益については非課税扱いになっています。

① NISAの年間投資上限度額の引き上げ(年間100万円→120万円に引き上げ)。

平成28年分以後の非課税管理勘定の運用について適用する。

② ジュニアNISAの創設。

イ) 親権者等が未成年者の代理での投資、本人が18歳になるまでは原則払出し不可。

ロ) 20歳未満の者の口座開設を可能にし、年間投資上限額は80万円。

ハ) 投資可能期間は平成28年4月から平成35年12月までの口座開設期間。

ニ) 非課税期間は投資した年から最長5年間(成人NISAと同じ)。